

# 用語の定義

## 調査年

「第1回」～「第9回」とは、それぞれの回の調査で把握した項目で、各調査年は次のとおり。

- 第1回(第1回調査) 平成17年
- 第2回(第2回調査) 平成18年
- 第3回(第3回調査) 平成19年
- 第4回(第4回調査) 平成20年
- 第5回(第5回調査) 平成21年
- 第6回(第6回調査) 平成22年
- 第7回(第7回調査) 平成23年
- 第8回(第8回調査) 平成24年
- 第9回(第9回調査) 平成25年

## 就業状況

### 「仕事をしている」

ふだん収入になる仕事をしている場合をいう。

### 「仕事をしていない」

ふだん収入になる仕事をしていない場合をいう。

## 仕事のかたち

### 「自営業主」

個人経営の商店主・工場主・農業主等の事業主や開業医・弁護士・著述家・行商従事者等をいう。

なお、法人組織(株式・合資・合名の各会社)になっている商店の経営者の場合は、「会社・団体等の役員」としている。

### 「家族従業者」

農家や個人商店等で農作業や店の仕事等を手伝っている家族をいう。

### 「会社・団体等の役員」

会社の社長・取締役・監査役、団体の理事(長)・監事、公団や事業団の総裁・理事等をいう。

なお、部長、課長等のいわゆる管理職の場合は、理事等の役員になっていなければ、含まれない。

### 「正規の職員・従業員」

会社・団体・官公庁・個人商店等に雇用期間の定めなく雇われている人をいう。

### 「パート・アルバイト」

就業時間や日数に関係なく、勤務先で「パートタイマー」「アルバイト」又は、それらに近い呼称で呼ばれている人をいう。

### 「労働者派遣事業所の派遣社員」

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人をいう。

### 「契約社員・嘱託」

専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用されている人や雇用期間の定めのある人、労働条件や契約期間に関係なく、勤務先で「嘱託職員」又は、それに近い呼称で呼ばれている人をいう。

### 「家庭での内職など」

家庭で賃仕事をしている人をいう。

## 「その他」

仕事のかたち「自営業主」～「家庭での内職など」以外をいう。

## 再雇用制度

定年年齢に達した者をいったん退職させた後、再び雇用する制度をいう。

## これからの仕事の希望

### 「近所の人や会社に頼まれて任意に行う仕事」

会社などに雇われてその指揮・監督の下に拘束されて仕事をするわけではなく、近所の人や会社、事務所などが忙しいときなどに頼まれて一時的に仕事を手伝う場合をいう。

### 「有償型の社会参加活動」

一定の収入の保証のない、有償ボランティアやシルバー人材センターを通じて請け負う就業等、生計の維持を目的としたものではないものをいう。

## 収入

### 「働いて得た所得」

賃金・給料など、勤労や事業の対価としての現金収入をいう。

### 「公的年金」

厚生年金、共済年金、国民年金、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、福祉年金、恩給をいう。

### 「私的年金」

企業年金、個人年金等をいう。

### 「資産収入」

家賃・地代、利子・配当金をいう。

### 「雇用保険」

雇用保険法による失業等給付（求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付）及び船員保険法による失業保険金をいう。

### 「生活保護等の社会保障給付金」

生活保護法による扶助（現物給付を除く）、健康保険・船員保険・共済組合・国民健康保険からの傷病手当金・出産手当金・休業手当金・出産育児一時金・埋葬金・各種附加給付、労働者災害補償保険法・国家公務員災害補償法・地方公務員災害補償法による各種補償費、児童手当法・児童扶養手当法等による各種手当て、その他これらに準ずる社会保障給付費をいう。

### 「子供等からの仕送り」

定期的または継続的に送られてくる仕送りをいう（臨時的・散発的なものは除く。）。

## 世帯構成

同居している者の続柄から分類している。「単独世帯」「夫婦のみの世帯」以外は、兄弟姉妹やその他の親族がいる場合を含む。親には配偶者の親も含む。

### 「単独世帯」

配偶者の有無を問わず、本人以外に同居者がいない場合をいう。

### 「夫婦のみの世帯」

本人と配偶者以外に同居者がいない場合をいう。

**「三世代世帯」**

本人が親・子と同居している、本人が子・孫と同居している、又は子の有無を問わず本人が親・孫と同居している場合をいう。

**「親あり子なしの世帯」**

本人と親が同居していて、子がない場合をいう。

**「親なし子ありの世帯」**

本人と子が同居していて、親がない場合をいう。

**「その他の世帯」**

上記以外の場合をいう。